

第4回小樽市自治基本条例懇話会 自治基本条例セミナー

- ・日 時 平成22年2月25日(木) 15:30~17:35
- ・場 所 市役所別館3階第1委員会室
- ・出席者 石黒副会長、小笠原委員、佐藤委員
中松委員(欠席)、横山会長(欠席)
- ・事務局 貞村企画政策室長(欠席)、上石企画政策室主幹(欠席)、山崎企画政策室主査
- ・オブザーバー 小樽市自治基本条例(仮称)庁内研究会(4名)大田委員、関委員、富樫会長、藤本委員

企画政策室主査 それでは早速自治基本条例セミナーに入りたいと存じます。「自治基本条例の制定に向けて」ということで、当懇話会副会長の石黒先生に講師をお願いいたしています。石黒先生は札幌市の市民自治を進める市民会議委員や江別市の自治基本条例制定審査委員長に就任されご活躍されました。

本日はこれらのご経験を踏まえまして分かりやすくお話いただけるものと思います。

なお、ご講演終了後には質問にお答えいただく時間もとっています。

それでは、ご講演いただきたいと存じます。石黒先生よろしく願いいたします。

石黒副会長

自治基本条例の制定に向けてということでお話をさせていただきます。

昨年2月に庁内研究会でお話をさせていただきましたが、私は関わり方が違うのですが札幌や江別に関わりました。市民会議や市民懇話会の方がどんなところに疑問を持たれるのかを思い起こしながら、この庁内研究会の報告書は整理されていますが文章化されていて分かりにくいところもあるかと思しますので、そういうところを補足的に説明させていただこうかなと思ひましてレジメを作らせていただきました。

今の我々は自治基本条例懇話会ですね。自治基本条例を策定するために動き始めているわけですが、まず、我々が作ろうとしている自治基本条例はなんなのか、どういうものなのかということを確認した方がいいかと思ひまして、レジメの一番上に自治基本条例とはということを書かせていただきました。

この庁内研究会の報告書の中にもありますし、道内、全国の制定状況の資料も稚内市のホームページからあったと思いますが、一般的にはニセコ町のまちづくり基本条例が最初の条例とされています。それは2000年に制定されたわけですが、それ以降道内において多くの自治体で制定されるに至っているというふうにはされていますが、しかし、自治基本条例がどういうものであるかということについて法律とか政令、省令で定めているものはないわけです。

レジメでは法令上の概念ではないと書きました。したがって、学者だとか、実務家の方がこういうものが自治基本条例といっている共通項みたいなもの

のが自治基本条例だと理解されているわけです。確立した、みんなが一致した定義はないというわけですが、だいたいの人が共通に盛り込む内容はあるわけでありませう。

それで代表的な例ということで挙げさせていただきましたが、北海学園大学の神原先生は「自らの自治体を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的または体系的に整備した、最高の条例」としています。

辻山氏は「住民による自治体行政・議会の役割そして住民自身の責務と権利の定義」、そのほか「住民と自治体の基本的な関係、すなわち住民から自治体への『信託のかたち』を自治行政システムとして宣言するもの」としています。

札幌大学から北海学園大学に移られた福士先生ですけれど「自治体運営の基本原則を定める条例」、その福士先生が、だいたいいろいろな人の定義から、大方の了解が得られるのではないかとということで書かれているものが「住民自治の視点から自治体の理念・原則とその制度・仕組みをルール化した自治体の最高規範」こういうような内容を持つ条例が自治基本条例と呼べるものではないかという点ではだいたい一致が得られるのではないかというふうなことになっています。

ですから、自治基本条例という名前が付いても、そういう内容でなければ自治基本条例とは呼べないということに理論的にはなると、また他方でニセコ町もそうですが、自治基本条例という名前が付いていようと、いまいが、そういう内容の条例であつたら自治基本条例になるということなんですね。

自治体の原則を定めるもので最高規範として位置付けられるものということもあって、よく自治体の憲法というふうな呼ばれ方もするということなのですが、ちなみに憲法というのは憲法学者がどんなふうに定義をしているかということと「国家の統治の基本を定めた法」、そうすると自治体の憲法となると「自治体の統治の基本を定めた法」となるのでしょうけど、自治体の理念、原則、基本的なルールですよ。御存知のように憲法は最高法規とされていますから自治基本条例も自治体の最高規範と位置付けられるべきものでなければならぬのではないかと聞かれます。

その次にアスタリスクを付けて書かせていただいたところですが、別のところの市民会議では最高規範ということについて違和感を持たれる人が多かったので一つ指摘をしておいた方がいいかなと思ひ書きました。

市内研究会の報告書のいくつかの部分参照していただきながらお話をしていこうかと思いますが、市内研究会の報告書の5ページの一番下ですが条例の位置付け（最高規範性）というところで書かれていますが、日本国憲法は国の最高法規としていますが、したがって日本国憲法に違反する法律、条例もちろんそうですが政令、省令は効力を有しない、無効だという扱いを認めています。最高法規というと皆さんそういうものをイメージされている

と思いますが、自治基本条例が最高規範だというと、ではそれに違反する条例とか規則は無効になるのかということそうではない。であれば最高規範とはどういうことだと、何か納得できないという人が結構いらっしやいますね。

たしかに日本国憲法が国の最高法規としている最高法規性とはやはり大きく違うことは間違いないわけですね。憲法の場合はそれ以外の一切の法令の上位に立って、それに違反するものの効力を認めないという扱いをします。

それに対して自治基本条例の場合条例ですから、他の条例よりも上位にあるということで自治基本条例に違反する条例は無効なりますよということは今日本の法システムの中ではなかなか認められません。これは庁内研究会の報告書の中でも書かれていると思います。

ただ、これはですね、最高規範性という意味はどこにあるのかという疑問が出るのかと思うのですが、日本国憲法の前の明治憲法、大日本帝国憲法ですね。これは日本の国のまさにその時代の憲法であったわけですが、これは今いった日本国憲法のような最高法規性といいますか、法律とかそういったものよりも上位に立ってそれに違反する法律の効力を認めないという規定はなかったのですね。

憲法でも大日本帝国憲法は国の最高法規ではないと考えられたかということそうではなくて、やはり最高法規だと考えられていたのですけれど、最高法規であるから他ものが一切効力がなしになりますよということには直結していませんでした。必然的に必ずそうなるということでは実はないのですね。今現在の日本だけではなくて、先進諸国、近代国家の多くはですね憲法を最高法規として、それに違反する法律の効力を認めないという扱いをしているのが普通なのですけど、それは多くの場合はでは違反していたらどういうふうに扱われるのか仕組みとセットに、仕組みがないと効力がないといってもある意味ではあまり意味がないですね。

日本の場合では裁判所が違憲審査を認められていますから、憲法に違反する法律が作られると法律の執行により何か不利益を受けた人が訴訟を起こし、審査をして確かに憲法違反だとその法律は無効ですよと、だからその法律に基づいた処分は許されません、刑事罰を科すのも許されませんというよう扱いができるようになっています。

国によっては、法律が憲法に違反しているかを審査するための裁判所みたいなものを別に作っているところもあります。そういうシステムがあるところはまさに憲法が最高法規でそれ以外の法令や規則等の一切のものはそれに違反すると効力は認められないよということの意味が出てくるのですが、そういうシステムを採っていないと憲法に違反する法令等の効力を認めないといっても、ある意味実効性がないというか、正面から謳う意味があまりないということになるので、最高法規ということに位置付けられているが、それに反するその他の法令等の効力を認めないという扱いはしていなかったのですね。

その時代は特に、日本が特に遅れたとか、特殊なわけではなくて、日本がモデルにしたヨーロッパの国もそういう考えだったのですね。それは民主主義の原理からすると国民が選んだ国家が作った法律を憲法に違反しているからといってその効力を認めないというのは誰が、どこがやれるのですか。

ここで問題にしたいのは、最高法規といっても日本国憲法や多くの先進諸国で採っているシステムを前提に考えていますので、それ以外のものを否定する力がないと最高規範という意味はないのではないかと思う人が多いかと思いますが、実は必ずしも憲法の問題でも常にそうではありませんでしたというのと、もう一つ、日本国憲法のもとでもさらに教育基本法と法律の名前だけを挙げさせていただいています。教育基本法という一つの法律ですね、他の法律との関係で自治基本条例と他の条例と同じように上下関係はない。そのまさに教育基本法について最高裁判所は「教育基本法は憲法において教育の在り方を定めることに替えて我が国の教育及び教育制度の全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたものであって、戦後の我が国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中もっとも重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは法律の全文の文言や各規定を徹しても明らかである。それゆえ、同法における定めは形式的には通常法律規定としてこれと矛盾する他の法律規定を無効にする効力を持つものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、個別の法律自体に別段の規定がない限りできるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように効力を払わなければならないものだ。」というふうになっていますね。

ですから、法律でも基本法という名が付いて、しかも実質的に内容としても基本法としての位置付けを受けるようなものは、教育についての基本法であれば教育関係の諸法律に対して上位に立って効力を否定するというようなことまでは認められないけれど、他の法律を解釈、適用するときには基本法の趣旨、目的に照らして解釈、適用しなければいけないということを最高裁判所が明言しています。

そういう意味で自治基本条例の最高規範性はといった場合は少なくとも教育基本法が教育関係法令での最高規範的な扱いを受けると、先に最高裁判所がいったような扱いを受けるというのと同じ扱いを受けると、ということは各条例の解釈、適用する場合、自治基本条例の趣旨、目的に適合するように解釈、適用するというのをしなければいけない。

これはできている条例についてですね。新しく条例を作る時には当然自治基本条例の趣旨、目的に適合するような条例を制定していく必要があります。矛盾するような条例があるならばそれを改正していくことが求められるということになることは最高裁も認めている考え方だといえると思います。そういう内容としての最高規範性というのが認められるというふうになります。

まして、自治体の基本理念、基本原則だから、基本原則があちらといているのに個別の問題で矛盾したことをやっていると非論理的ですね。それではそもそも基本原則ではないではないかということになりますね。自治体運営の基本原則と基本的な仕組み、ルールを定めている条例であれば他の条例はそれに適合するように制定し、また解釈、適用しなければならない。庁内研究会の報告書の条例の位置付け、最高規範性のところでそういった内容が書かれています。

次の段階の策定委員会、さらには市民から質問を受けたりする時に、「最高規範なのだから、他のは無効になるのですか」といわれて「そうではないです。」という、「なんですかそれ」という時には一応そういう話になっていますよということを押さえていただきたいと思います。

また、そういう位置付けをされるものだから大方の人がまさに基本的なルールだと認められるようなものを内容にしないではおかしいということになってくるわけですね。そういうものを作っていれば、逆にだから、最高規範としても位置づけを受けるべきものだねということになります。どういう内容を盛り込むべきなのかということとも連動するというか、表裏の関係ということになります。

それでは、その次のアスタリスクですが、少し前後しますが、庁内研究会の報告書2ページの自治基本条例が制定されている背景ということで、三つにまとめられています。今日のレジメでも同じく三つ挙げていますが、地方分権改革が行われ、法改正が行われ、制度改正が行われた。

それから、国もそうですけど地方自体の財政状況が非常に悪化していると。また、そういう状況の中でも住民のニーズが多様化していると、いろんなことの要望があると、それにはどうして全部には答えることはできないという状況にあると。

それから市民の意識も変化していると。昔でよくいうお任せ民主主義というか、選挙のときだけ投票して主権者としての権限を行使するけど、その後は選んだ人にお任せと、悪くいえば文句ばかりいうというようなステレオタイプの一つの市民の像ですけど、そのようなこともあったわけですが、そうではなくて、選挙の時だけではなくて個々の政策、事務事業についても当然民主主義なのだから住民の意思に基づいて行わなければおかしいと。意見をいうだけではなく自分も参加して活動する、あるいは活動したいという意識を持った人が増えているということが挙げられていますし、実際にそうだと思います。そういう市民の側の変化がなければ自治基本条例ということで住民と行政の協働でということも実現できる基盤がないということになりますから不可能になりますし、そういう要請がありますから仕組みを作っていかなければならないというふうにもなるということなのです。

それから、今いった財政のところでもいろんな要求がきたときにいっぺんには答えられないけれど、順位付けをして今回はここ、あなたのこれは次回

ということで、後回しにされた人は不満を持つとしても、ちょっと待てば実現してくるとい状況の時はその不満もたいして大きくはないでしょうけれど、一つしか採択できませんよ、これを採って、あなたのはなしということになれば、その決定はおかしいのではないかという反発の度合いが違ってきますね。それから逆に、今まであるのを止めていかなければいけないという話になって、既得権という表現が適切かどうか分かりませんが、今まで得られていた利益を奪われるということになれば反発が強いと思いますから、そうすると今までの決め方では納得してもらえないというようなことが挙げられています。

それから、順番が逆ですが地方分権改革の話は、今でも国がこうゆうふうやりなさいとか、こうやらなきゃだめというところがたくさんあるわけですが、昔に比べればはるかに自由度が高まったと、地方分権改革、自治の推進ですよ。自由な部分が全くないとか、ほとんどない時は自治体の中でどうやって政策決定をしていきたいと思いますとか、決定のルールを決める必要性が小さいと、決めてもそれを活かせるところがあまりないと、上で決めたところは「はい」と執行するだけと、それが国はうるさくはいませんというだけではなく、助けてもあげられませんよ。全部自己決定、自己責任の時代という、そうなるとうどういうふうニーズの内採用できるもの、あるいは順番をどう付けていくか、これを決めていくルールをきちんと整備しないと自治体の中でものごと決められない、決めても進んでいかない、住民の同意を得られないということが背景にありますということですね。

それはその通りなのですが、注意しなければいけないのは、そうなるから必要になっている条例だということではないということ、ちょっと誤解しないでくださいというふうに思います。

例えば、今自由に決められる部分が少なかったとしても、全くなかったわけではないので、その時にも本当は憲法で地方自治権というのが保障されていて、自治とはなんですかと。国から独立してその団体のことは団体で決めていくことと、もう一つはその団体の中のことをどう決めるかということとは住民の意思に基づいて決めるんだと。この二つが憲法上保障されている自治なのだ日本国憲法が制定されている時からそういわれているわけですよ。そうすると、住民の意思に基づいていろいろなことを決定し、自治体を運営していくということをしなければいけないという時のそのルールというのは実は整備していないとおかしかったというわけですよ。

ではさっきいったように、住民意識といえお任せ民主主義というふうになれば、選挙の後は任せたのだからということで、変なことをやれば次の選挙の時に審判を受けるでしょうということまでしか、ある意味ではあまり機能していなかった、直接請求が昔から制度としてあるわけですが、なかなか機能させられないわけですよ、相当の数の署名を用意しなければいけないということですし、それから、選ばれた人を解職していくのはそう簡単

な話ではない。選挙の時にもいろんな政策があって複数支持しているが、ここはおかしいよなと思っていても、この人に入れざるを得ないという話になるわけですから、入れた以上はその人に全部お任せというのはおかしいわけなのですし、一応それは議会との間でチェックをしながらやっていくという仕組みにはなっているわけですが、やはり十分機能するようなルールや仕組みが作られていたとはいえないわけです。

ですからこれは前からやっていないとおかしいはずでしたが、現実的な必要性とか、それを使える余地があまりないとかいろいろなことがあって、動きがそんなに出なかった、というのがこういう背景で、いろんな変化があって現実的な必要性にも迫られて現実化してきているということですね。背景というのはそれを推進していく要素なんだといいますが、だからやらなかったんだよということではなくて、その大もとはあるのですよということを押さえておいていただかなければならないと思います。

それから、以前庁内研究会で触れさせていただき、この報告書の中では入っていませんが、もう一つ背景としては先ほど定義の中で神原先生のお名前を出させていただきましたが、神原先生が書かれているのですが、今や自治基本条例は自治体の標準装備だと、当然備えていなければならない仕組みなのだということをいわれていますね。確かにそういう状態になっていると、もともとそうであったし、背景が変わってきた中では当然用意をしておかないと自治体をきちんと運営できないのではないですかという話なのです。

それは別の面でいくとみんなちゃんと用意しているのに、うちがないというのはおかしいのではないかという話しです、横並びであそこ大きいテレビに換えたから、うちも大きいテレビに換えなきゃというような面もたくさん自治体で作っている背景の一つとしてあることはあると指摘はされていますし、実際にあると思います。ただ、それは正面から取り上げらるべき話ではないので、庁内研究でも挙がってはいないと思いますけど、そういう面もあることはあるということですね。

次に自治基本条例としてどういう内容のものを盛り込むべきなのかということなのですが、これも庁内研究所会の報告書の中の6ページで自治基本条例の要素ということで書かれています。一般的は盛り込まれていますし、盛り込まれなければおかしいのではないかというのですが、自治基本条例とは自治体運営の理念とか目標を実現するためにどういったルールに基づいて運営していく必要があるのか、またそう基本的な原則を現実可能にしていく制度、仕組みとして必要なのか。先ほどもいいました最高規範として位置付けられるものでしょうと、つまり基本理念、原則を決めていますが無関係なく矛盾したことがバラバラ行われれば、それが基本原則を決めたことになるのですかという話になるわけですからね。というようところが内容として盛り込まれるべき話になると。それで多くの自治体でそういう内容として盛り込まれているのはどういうものかということについて、この研究会の報告

書の6ページから8ページにかけて書かれていると思います。

これはいうまでもないのですが、アスタリスクを付けていますが、条例というのは地方自治体の議会が制定する法で憲法上自治権が保障されていることから、憲法自身保障していますね条例制定権を。しかし小樽市も、他の市町村も日本の中の一部ですから当然日本の国の法律の適用も受けるわけで、そうすると各自治体が独自の条例を作ること認めていても、その小樽市にも適用される法律と矛盾する条例を作られてしまったらどうするのですかということをお当然考えておかなければなりませんし、当然考えられていて憲法自身に反するものは法律であっても条例であっても認めませんよとしています。

それから、法律と条例がぶつかったらどうなるのかということ、憲法は法律の範囲内で制定権を認めていると、地方自治法という法律では法令に違反しない限りでという言葉を使っていて、ちょっと言葉は違うのですが一般には同じ趣旨と理解されています。つまり憲法違反も認められないと共に、法律に違反する条例もダメですよ、効力を認められませんよという扱いにしています。そう意味では国の方を上にしたような扱いになりますけど、一般的に国と自治体で国の方を上にしたというのではなくて、法律と条例がぶつかった場合には法律を優先させますよという扱いにしていますということですね。

したがって、自治基本条例であっても我が自治体の基本原則としてこういうものを決めるという時には法律に反する内容であったらこれは許されないということになります。財政も苦しいし、議会もあまり機能していないから議事を止めましょうというような条例を作っても無効とされてしまいます。

それで今、地方分権が進んで法律改正、自治法も含めて改正されたといっても国がかなりのところを決めています。議会も置かなければならないですね、小さな村だと廃止して村民総会でしたかね、というものを作れるという規定はありますが、それ以外は議事を置かないといけない。憲法がいつているのですよね、首長と議事を置くと、二代表制ということですね、これは直接住民が選挙で選ぶという仕組みを憲法が要求しているのでこれは替えようがないということになります。法律で議員数も人口の関係で上限を決めているとか、かなり決めていますね、そうすると、それに反することは決められないということになるので、おのずと自治体運営の基本、原理原則と共に具体化する基本的な制度を決めるといっても法律に違反することを決められないということになりますから、法律や憲法で決められていることと、同じことを書いても意味がないので、憲法や法律で規定されていない事柄が一般には中心になっています。

例えば住民の権利を規定している条例が多いわけですけど、日本国憲法では表現の自由とか、教育を受ける権利とか、基本的人権を保障しています。でも自治基本条例ではそういうことはほとんど規定していません。憲法で保

障しているものを否定することもできませんし、ただ、憲法ではきちんと書かれていないけどきちんと住民の権利として保障すべきだと書いているものがいくつかあると、一つの代表としては自治の基本的なルールとしては、住民の意思に基づいて自治体を運営するためには住民がどういう考えを持っているのかということをつかれないとはできないわけですし、また、市民が小樽市はこうあるべきだという考えを形成するためにはいろいろな情報を得られないと、これはおかしいのではないかと考える形成できないわけですよ。

それは表現の自由という憲法でいっています保障がありますから、その中で知る権利というのがあるのではないかと議論がありますけど、はっきり端的には書かれていないということから自治体の住民自治に基づく運営の基本的な仕組みとして不可欠な住民の権利として、住民の知る権利とか、あるいは参加する権利とかいうのを特別に自治基本条例の中で謳っているものが多いですね。それは他の生存権だとかいろいろあるがそれは基本的な権利でしょうと、それは今いったような背景があるので重要なことであっても全部自治基本条例で決めるということをしていないのが多いですね。

例えば、川崎市の自治基本条例ですか、議会を設置するとかについても規定していたと思います。それはいいのですが元々法律に基づいて設置しなければならないとされているものを、これを住民の意思で設置しているのだということをシンボリックに示すという趣旨だと思いますが、自治基本条例の場合そういうようなことも規定している事例もあります。ありますけど、普通は憲法、法律で規定していないものが多いということですね。もし全部書くとなりますとすごいタイトのものになり書ききれないですよ。もっと年数が経って蓄積をしていけば国の憲法のレベルと同じように自治基本条例の方も網羅的に条文が入ってくることがあるかと思います。まずは入れなきゃいけないことで基本なことはなんなのか、それを優先的に入れていくということですね。

それから、庁内研究会の報告書の7ページの住民投票ですが、これに意見があり考え方の対立が出る部分でもあろうかと思ひまして書かせていただきました。

もう昔の話になりましたが、地方自治体で住民投票制度を実施している例がありますが、最初に導入された頃にこれは憲法違反ではないかという議論がありました。それは憲法自身が首長と議会は直接住民が選挙で選ぶと、選挙で選ばれた議員によって構成された議会と首長が自治体を代表してそれぞれ法令上権限を与えられたものについて責任を持ってやっていくのだという仕組みを採っているのに、住民投票による住民の意思はこうだからこうやれというのは憲法や法律に違反するのではないかというような議論もかつてありました。今でも議会で反発するところもあります。住民の意思を背負っているのは我々だと、それなのに頭越しに住民に直接聞いてこうなんだからや

りますよとなれば、議会軽視や無視ということにならないかということ、反発を持つところもありますね、これはいろいろな政治状況とかで首長と対立する考え方の議会が多数で、首長が議会を無視して住民の意思がこうなのだから押していこうというのではないかということ、反発するということがあるでしょう。どの議会も反発するというわけではなくて、反発を持つところもあるみたいですね。

ただこれは、選挙で選ばれていても、いろんな政策、争点がある中の全部を了解しているから選んでいるのではないので、個々の問題についても選ばれた以上その方に任せようという話にならないのではないかと、いろいろあります。

それからもう一つ問題になるのは、首長も議会も怖くて責任を持ってないから住民に決めてもらいましょうと、これは住民の意思なのだからということで、確かに責任回避になってしまうという危険もあるにはありますが、重要問題について十分議論をつくし情報も全部示してその上で最終的に住民の意思に基づいてやりましょうという形で政策決定をすること自体はおかしくはない、あるいはそうあるべきだという考えも有力です。

非拘束的なものはいいのだということではほぼ決着といいますか、先ほど、憲法や法律に違反するのではないかという議論について住民投票の結果どおりにやらなければだめだという条例を作るとその部分は法律あるいは憲法の趣旨に違反しているとされる可能性は高いと思いますけど、しかし尊重しなければいけないとか、そういう内容のものであったら憲法や法律に違反する話にならないというのがほぼ決着が付いているのかなと思います。

あと問題なのが、どういう問題について住民の意思を問うのが適切なのかと。住民投票で決められるものと、決められないものがあります。「0」か「1」になりますから、いろんな選択肢がある中でどこなのかというのが難しいですね。原発とか米軍基地のようなものがあるかもしれませんが、往々にして嫌われる、危険な施設についてどうだというと、いやだというのが出やすいと思いますが。そのほか合併問題なんかは法律もできて行われていますが。どういうものを住民投票で住民の意思を問うのが適切なのか、あるいは問う場合どういうやり方をしなければいけないのか。情報が十分で住民の理解も深まっていないと適切な結果も出ないわけですが、十分まだ煮詰まっていないところもあると思いますね。

多くの自治基本条例では住民投票について、この庁内研究会の7ページの下の方から次のページにかけてですが、議論すべき課題は数多くありますということで、自治基本条例の中で全部記入するのではなくて、住民投票をやることができると、それについては別途また条例を作るという規定を置いているところが多いと思いますね。それはこの問題をやるべきかとか、やろうとしたらどういうやり方をすべきかということとをそこで検討しないと、あらかじめ一般的に議会の議員の何割が賛成すればやるだとかが決まってしまう

うという危険もあるというところがあると思います。

ただ、そういう内容の条例を決めているところもあります。常設型というんですかね、自動的に一定の状態になったら住民投票をやるという内容の自治基本条例を制定しているところもありますけれど、少数だと思いますね。

レジメの裏面のアスタリスクの見直し規定、庁内研究会の報告書では8ページですが、見直しを行う組織の設置や見直し期間の設定に関しては十分に議論する必要がありますとしていますけれど、先ほどの最高法規、最高規範性というところとも連動した話が出る場合がありますが、日本国憲法は最高法規だ、そう簡単に改正できない、いわゆる硬性憲法となっているわけですね。これもセット的に理解している人が多いと思いますので、最高法規なのにちょこちょこ改正するなんておかしいのではないかという考えを持たれる方も多いですね。

それで、確かに理屈の世界でいえば、なぜ最高規範性が認められるのですかという話で、まさに自治体運営の基本理念、基本原則がころころ替わっていくのはおかしいでしょうというのはそのとおりなのですが、もう一つは基本理念、基本原則を実現するためのある程度具体化された制度、仕組みというものを規定すると、そうするとこれは新しい制度なので、足りない部分があるというのが分かっているのですね。制定してその条例を実施していく中でここらへんもう少し替えた方がいいとか、いろんな自治体の取り組みのなかでこういう仕組みが非常に有効だとかが当然あるわけですよ。

というようなことで、新しいものなので確立していない点も多く、はじめから完成形にするのは無理ではないか。先ず今の時点でこういうものが必要だと多くの人的一致できるところで制定して、ニセコ町のように育てる条例、先ず産んで育てていくと。何事にもやってみないとどこが足りないのか、まずいのが分からないですね。完全なものにしてから条例化するという可能性もあるかもしれません。条例にはしないで規則とかあるいは要綱とかを定めて実施して行って、それで一定積み上げた上で条例化すると。

例えばパブリックコメント、意見公募制度というものは国の場合はいきなり法律ではなくて、閣議決定でやり始めて何年か実際にやってみた上で行政手続法という法律を改正する時にパブリックコメントを法律化したと。そういうようなやり方がいいよという考え方もあり得ますが、自治基本条例についてはやはり、そう簡単に替わることはないだろうということで条例化するというのではなくて、もう一定ある程度固まった部分がありますから、そこで条例化すると、それからまずい部分や足りない部分を改正していくのが適切ではないかなと思いますけど議論になる時があります。いい加減なところで条例化するのはおかしいのではないか、もっときちんとしたものが見えてから作るべきではないかという意見が結構出てくる時もあります。

レジメのおわりにというところですが、自治基本条例を策定すること自体が市民・職員の改革運動でもあると書きましたけど、こういう条例を作ろう

とすることによって、いろいろな人が議論し考えてこれが小樽市の進むべき姿ではないか、そこに到達するためにはこういう仕組みが必要ではないかということも多くの人意識することになる。それがみんなの意識が固まってから条例化するとなるといつまで経っても固まらないと一部の人は考えています。

先ず、産むために努力すると、その中でいろんな人が考え意見を形成し、市民全体は無理だとしても一定の範囲のところでコンセンサスができて条例されると、それが動いていく中で総合的には考えていなかった人がだんだん考えるようになって、考えが広まってその中でもっと違うものにしていくべきだという声が出れば改正していくというふうなやり方が必要ではないでしょうかといえるのではないのでしょうか。

それから、レジメの3議会との関係ですが、庁内研究会の報告書では8ページの議会に関する規定ですが、前回横山先生がいらっしゃったときに触れたのですが、庁内研究会の報告では「議会自身に議論をゆだねつつ、議会の意見を聴く中で決定していくことが望ましいと考えます。」としています。先ほどいいましたように自治基本条例というのは自治体運営の基本的ルールで、議会は2元代表制の内の一つの重要な機関ですから、この部分が入っていないと自治基本条例としては欠陥条例、あるいは自治基本条例と呼べないという話になり得ります。

確かにニセコ町も最初は議会が入っていなかったのが、まさに見直しの時に入れられることになったと。ですから、ニセコ町は自治基本条例ではなく行政基本条例だという評価をする人もいたわけですね。そう意味では議会が入らないということはちょっとということになりますが、議会の部分は多くのといいますか、通常といいますか、議会にお任せというんですかね。自治基本条例の場合執行機関が案を作って議会に提案するわけですから、その時議会について口を出すような形のものを決めるというのは、従来の自治体の条例ではあまりないでしょうね。

例えば、情報公開条例では先ず首長が執行機関側の情報公開について条例化しますが、その時議会の部分については議会に任せますという形で扱われているところが多いと思います。市民委員みたいな形で情報公開条例案を検討する時など多くの人からなぜ議会が入らないのか、おかしいのではないかという意見も当然出てきましたが、それは議会ですからということが多かったと思いますが、その後制度化されて議会についても入っているものが増えていていると思います。

議会と首長の関係とか会派のそれぞれの考え方とか状況がなかなか私には分かりませんので、そのへんよく分かっている人たちの考えを踏まえて、産み、育てることが大事ではないかというところから入ると、産むこともできなくなってしまったらもともこもないという話もあると思うので、無理であれば、入れないとか、この程度しか入れられないけど、とにかく実現させる

という対応も私個人としては必要だと思います。策定委員会に入られる方もいろいろな考えを持ってらっしゃるでしょうから、議会をどういうふうに関わっていくかということはそれとも関連して問題になるかだと思います。

私に関わった札幌では首長と議会の多数が対立状態でしたが、自治基本条例はそのときの市長の目玉公約でしたので、それは絶対実現させないという雰囲気があって、行政の担当者は相当大変だったと思いますが、江別の場合はそういう状況ではなかったと思いますが、議会のいくつかの会派の人はナーバスになっていて、私が入る前に市民会議みたいなところで原案を作ったのですが、それを作る時にも議会の人たちとコンタクトをとったりとか、説明していたようですね。市長とも対立関係にないようであったのですが、このことによって自分たちの活動が制約されるのではないかとか、どういうふうになってくるのかが見えてこないのが心配という感じの会派があって、大丈夫なのかなと思っていました。

私は市民会議が作った原案を審査する制定審査会というところから入ったのですが、そこは市民会議の提案に基づき市長サイドが作った条例原案をチェックする段階のところですが、そこでも議会各会派の幹事の方と懇談会を開きまして、この規定ができればこういうことをしなければいけないのですかとかいろいろ質問されました。議員さんとしては精一杯市民の人いろいろな情報を出して説明をし、意見を吸い上げて反映させるために活動していると思っているのに、それでは足りないということなのかということで、気にされてしまったね。それは反対ではなくて、心配なのでこれに応じていいのかなという感じでしたが、そういうところだと丁寧に説明して理解をしてもらえればいいと思いますけど、政治情勢から通させたくないということだと容易ではないと思います。そういったことでは現実的対応も必要かと思います。あくまでも条例は議会が制定しますので、議会が了承しないと成立しないということになります。また、どちらにしても議会との一定の関わりは持つべきということになるかもしれません。

あと、策定委員会の活動としては、先ほどいいましたように、自治体の基本理念、基本原則を決めるということですので、多くの市民の納得や理解を得られるような内容にしなければならない。

市民の考えを反映したような内容の条例にしなければならないということでワークショップなどが計画されていますが、これは限界があるということですね。札幌では私とは別のグループが条例を広める活動を担当して、町内会で紙芝居をやるなど相当にがんばってきましたが、なかなか浸透はしませんでした。関心がある人は別ですけど、多くの方は必ずしも関心を持つというわけではないので、これは限界があると思いますね。そういう意味でも、先ず産み、育てると、それで活動することによってマスメディアに取り上げてもらうことで広まっていきますけど、次に実際に条例ができて、こういうふう生きてきたよというところを触れることによって、そうだっ

たらこうした方がいいのではないかという形でまた広まっていきます。

努力はするけど一定の限界はあるということを念頭に入れてやっていくしかないだろうということですね、その時、市の職員の人々の役割は大きいだろうと思います。自治基本条例のかなりな部分は市民の参加にあることは間違いないのですが、しかしそれだけではなく行政運営に関するいろいろな部分についても相当な比重を持っています。そこでは普通市民にはできないところがありますので、十分に理解のある職員と一緒に関わってもらわないと策定委員会のメンバーもそうですが浸透しないですよ。策定の過程から協働というのが重要だと思います。

それから先ほど策定そのものが改革運動と指摘しましたが、これは市役所内部の改革運動でもあるので、市民に対しても重要ですし、庁内の改革という点でも重要な役割をはたしてもらわないといけないと思います。

次におわりにですが、こういう条例はできると何が変わるのですかというのと、なかなか目に見える形にはならないですね。例えばポイ捨て禁止条例とかですと、捨てたら罰則とか分かりやすいですし、どれだけ実効性があるかは分かりませんが、内容としてはすぐに見えます。

自治基本条例はものごとの決め方のルールの仕組みということですので、個別具体的な問題ではなく、一般、抽象的なルールですので、これができるからどう替わるのですか聞かれても具体的にどう替わるというのはなかなかいえないところがあります。これが大事なんですよといった場合、ではできたときに何が替わるのですか聞かれても、具体的に替わるものはすぐにはいえるものではないんですけどというのと、このようなものに労力をかける必要があるのですかといわれる場合もあります。

例えば、情報公開条例などもできてから長く経ちますが、その情報公開条例が制定される時にも、これはある程度内容が分かりますよね。行政が持っている情報を請求したら開示されると。でも、見たい情報があるという人でないと必要なのかなという形で必要性についてあまり多くの人に理解されていたわけではないと思います。それで、できたらどうなるのですか？行政が持っている情報を見ることができるのですよ。でも話も聞けるし、いろいろ教えてもらえることもあるのでわざわざそんな条例必要なのですかねという意見も結構ありました。

それはその情報を請求したら開示されるよということではなくて、そういう仕組みがあるということは、情報の取り扱いとか実際の仕事のやり方として、情報を開示しなければならないのだから変なことをやったら白日に晒されるということで行政の活動のやり方全体が変わっていきますね。

今や透明、公正というのがキーになっていますが、そういう活動を確保するために必要不可欠なのだとすることを現在は分かっていると思いますが、制度が作られた時はなかなかそういう機能については理解されていませんでした。

自治基本条例の効果は今いったレベルのもので、目に見る効果があるのですよと示せないことが弱いですが、確実に情報公開のところの話と同じように変化が出てくるものと思います。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

企画政策室主査 先生ありがとうございました。それではご質問等ありませんか。

佐藤委員 先ほどの話の中では、全市民にこの条例の浸透させるのは難しいと説明していましたが、やはり全市民に浸透させる努力をするべきではないでしょうか。

石黒副会長 私の説明では限界があるということを強く出しすぎたかもしれませんが、佐藤委員のいうとおり100パーセントを目指してやっていかないといけないと思います。例えば江別では町内会にパンフレットを持って行って説明をしましたが、説明会にこられてどんどん質問をする人もいますが、こられない方はパンフレットを見もしない。そのような人にまで条例を理解してもらうのはなかなか難しいですよという趣旨でいったのですが、最初から諦めて関心を持っている人だけを相手にしていればいいという趣旨ではありません。

それから、条例の言葉も議論になります。中学生でも分かる内容にするべきではないかという意見もあります。これは悩ましいところもありますが、前文のところを分かりやすくということをやっているところが多いですが、条文のところはいろんな理解ができる条文だと法制的な観点から問題がありますので、そういう意味ではみんなが条文を読んで全部分かるということは難しいというのが各地の自治基本条例で問題になっていると思いますので、その時は解説を作ってそこで理解をしてもらいます。条例文自体は理解してもらおう上で限界があるという形になっているところが多いと思いますので、できるだけ分かりやすい解説を作って説明することが必要だと思います。

庁内研究会 今佐藤委員から質問があった時に同じような感情をいただいた部分がありまして、最高規範性を担保するためには住民の参加による意見を吸い上げる必要があるという説明をいただいたかと思います。

私はこの自治基本条例はある意味まちづくり活動の一つだと思っている部分があって、自治基本条例を作って何になるのかなというところに触れられないと、おそらく必要性を感じてもらえないと思います。

これをどういうふうに触れてもらうかということを考える時に、例えばイベントとか事業とかをやる場合は事業の目的があります。その目的のところはこの策定委員会が策定した骨子みたいなものを必ず謳ってもらおうと。事業実施団体に骨子を通じてそのイベントに興味がある人やその団体に興味ある人に自治基本条例のPRができるため普及が促進されると思います。

石黒副会長 大事だし有効だと思います。先ほど市職員の人々の役割が大きいと話をしましたが、職員の方はそれぞれ担当の仕事がされていて、多くの方は市民の方と接する仕事をされていると思います。ふれあいができたら、今やっている

こういう部分はこう替わっていく可能性がありますよということが一番分かりえる立場なので、今の骨子を掲げていくというのは一つ形だと思います。それに参加している人は自治基本条例を身近に理解してもらえますよね。

佐藤委員

我々はもう若い人たちの背中を後押しする世代になってきていると思いますので、我々はこういう人たちに自分の築きをしてもらうことが大切だと思います。

石黒副会長
庁内研究会
藤本委員

それも必要ですね。

二点お伺いしたいと思います。おわりにのところで、当たり前の内容でも条例に規定することは重要と書いておられますが、法的に争えるだとか、職員の仕事の仕方が変わるだとかがあると思いますので、もう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

石黒副会長

これは特に具体的な内容をイメージして書いたものではなくて、例えば参加する権利とか、知る権利とかについては、多くの方は当たり前のことと理解していて、わざわざそれも条例、しかも最高規範とする条例で規定する必要があるのかという意見を持つ人がいますが、当たり前のような内容だけど、本当にみんなが当たり前と思っているかどうかは実ははっきりしない部分があるので、当たり前と思ってもそれが自治体の基本的なルールとして認められるものでしたら、きちんと条例に書くということは大事ではないかという観点から書いたものです。

庁内研究会
藤本委員

特に法的に争えるから書いたのではないのですね。

石黒副会長

そういうことをイメージして書いたものではありません。

ニセコの場合、自分たちのまちづくり、自治体運営で確立してきたものを条文化しただけで、特に新しいことを決めたのではなく、当たり前にやってきたことを規定しているのですという話があります。確かに根付いていないものを決めても動かない時があり、当たり前の内容で規定する必要があるのかという立場とは逆の立場で、実現していないことをそこで実現できると書くのはどうなのかという批判や反対を持つ人がいます。

今実現できていないけど、こういう形にしなければならなくて、すぐにはできないかもしれませんが、そこに向かっていくんだということも他方で重要だと思いますので、批判や反対にはあたらないのではないかということを書きました。

庁内研究会
藤本委員

もう一点なのですが、僕らの報告書ですとか、横山先生の講義の方にもありましたが、オリジナルの規定について石黒先生の考えを伺いたいと思います。

前々回の懇話会の横山先生の話しの中で市民と議論すると一番盛り上がるのはオリジナルの問題で、一方で条文にする時に市の法制担当に削られることから、一番がっかりさせるのもこの部分であるというお話があったと思いますが、なじむものと、なじまないものがあるかと思いますが、法学の先生

の立場からのお考えを伺いたいと思います。

石黒副会長 私自身は小樽におけるオリジナルな内容について具体的なイメージを持っているわけではありません。横山先生は割りと積極的な感じですが、小樽に関して具体的なものを持っておられるのかもしれませんが、確認はしていません。

私はオリジナルな内容が入ることについてまずいとは思ってはいませんが、問題はどのような内容かということですね。一つはその自治体の基本的な理念とか目標について、市民が小樽市の最重要課題はこれだと一致し、克服する必要があるとすると盛り込まれるのは自然だと思います。多くの人的一致しているものが出てくればいいのですが、少数ではないが関わった人の中では一致しているが、議論が広がった時にその意見は関わった人だけのものではないかというのが気になりますが具体的なイメージはありません。

庁内研究会 どちらかといえば、抽象的、理念的なものに条文はなっていくのかなと思いますが何をいいたいかといいますと、具体的なものは総合計画で考えていくべきもので、抽象的なものや仕組みが自治基本条例になるのかなというイメージを持っていましたから、そのへんはいかがでしょうか。

石黒副会長 具体的な政策課題みたいなものはなじまないと思っています。

庁内研究会 4～5年のスパンのものを入れるのではなく、もう少し抽象的な長いスパンの理念や目標なのかなと思いました。

藤本委員 横山先生が函館で取り上げていたのが、産業振興ですか。

石黒副会長 それと稚内では地域医療ですが、割と具体的なものですから。

庁内研究会

藤本委員 これは横山先生とも詰めて話をしていませんし、今日欠席している中松委員のお考えも分かりませんし、策定委員会になりますともっと広がりますので分かりません。

例えば、医療機関の充実、確保といいますと抽象化されていますよね。どの程度まで具体化する必要があるかと考えられるのかということによっても変わってきますよね。

医療を含めて住民が安心、安全して生活していける自治体を作るというのは多くの人的一致できると思います。ただ、その種類のことは他にもあると思います。

その時に、現在や将来の小樽にとってこれが最も重要だということで一致できるものがあれば条例に入れる意味があると思いますけど、現在は具体的に横山先生がどう考えているのかは分かりません。

庁内研究会 ある程度のコンセンサスをみんなから得られるものは条文化も可能というお考えでよろしいでしょうか。

藤本委員 先ほどの議論ではコンポーネント型ということを示していると思いますが、自治基本条例が全てではなくて、基本的な考え方とかルールだからそれを受けて、次の個別の条例で規定していくのが一般的な形だと思うので、そういう意味では自治基本条例にあまり具体的なものを入れるとその部分だけ違和感があ

るような規定になるという危険性があります。

しかし、札幌の時ですか、自治基本条例に危機管理を入れるかどうかの検討をしている時に、それは自治基本条例になじまないという議論がありました。一つは策定委員の中に町内会で危機管理について活動されている方がいて、それを重要視していたということもありますが、それは住民の安全、安心の暮らしを守るということで否定は誰もできないということと、既存の条例に収まる場所がないということで自治基本条例に入れざるを得ないということになりました。理論的にはおかしいと思うものについても現実の要請がありますので排除するのは難しいと思います。それは策定委員会やそれを支える事務方、あるいは市民に広げていく中でどういう声が出るかで判断していくしかないのではないかと思います。

庁内研究会
藤本委員

先ほどの2番目の質問ですか、たぶん市民のみなさんは具体的な内容をなるべく盛り込みたいと思いますが、ただ条文を作っていくと、違和感があるものにしないうえに市の法制部門に削られて市民の皆さんががっかりしてしまうことがあるなど、切実なものを訴えても抽象的な条文になって思いがちゃんと伝わっているのかなということにならなきゃいいなと思うものですから一連について質問してみました。

庁内研究会
富樫会長
小笠原委員

自治基本条例を使って何をするかというイメージをやはり考えないといけないと思いました。

石黒先生のご講演を聞く中ですが、他市の条例の具体的なケースがあればイメージしやすいと思います。小樽ではこれから作るわけですから、例えば先ほどは医療の問題などいろいろありましたが、このまちではこういうことを重要課題にしているとかがありながら小樽のことを検討した方が分かりやすいのかなと思いました。

先ほど前文のお話もありましたが、例えば中学生でも分かるような内容になったとした時に、個人的には導入部分はやはり入りやすい方がいいと思います。自分のまちのことで、自分もそこに参加しているということですので、必要なことだけ条文が並んでいるだけでは市民に浸透しないのではないかと考えます。

それではそれを作りに当たってどのようにしたらいいかという時に、先ほど富樫さんがいったように、私も啓発という作るまでの過程が重要だと思います。できてからその条例をどう活かすのかも重要ですが、先ず産み出すまでの間で市民が自分で作ったという意識があれば、それを使う場面でも非常に高い意識で関わってくれるのではないかと思います。

条例ができるまでの間どのようにして市民参加をさせるのかということになりますが、他の自治体を参考にやっていくことも重要かもしれませんが、先ほどお話が出ていましたが、小樽にとって何が重要かということとはそれぞれ違いますよね。お年寄りにとっては医療かもしれませんし、経済界は産業振興かもしれませんし、小さなお子さんを持つご家庭では教育のことかもしれませんし、

それはどれも重要なんだと思います。それをキーワードにして挙げていって、市民の人にどれが重要ですかということを聴いていくもの一つの方法だと思います。絞り込む中でそこに集まる方の価値観も様々なので幅広い意見が出るとは思います。それは多くの人の意見を踏まえた上での議論ですので、個別の価値観のぶつかり合いではなくて、総意で、総意までいくかはやってみませんと分かりませんが、パブリックコメントの前段階のパブリックリサーチというようなものを一つ実施して総意を私たちが汲み取り、それをベースにそこに集まった人たちが議論していくという方法もあるのかなと思いました。

それから、重要課題はそれぞれで違うとしても、小樽市民の誇りという言葉でくくると立場の違いの差が出ないと思います。

例えば、私にとっての誇りは何ですかといわれた時に、小樽の歴史や文化ですと答える人がいたとしたら、歴史や文化は誇りではないとはっきりいえる人はそんなにいないのかなという気がします。そういう市民の共通の誇りのようなものをしっかりと言葉として前文の中に先ず入れるところからこの条例というのはスタートしていくような気がしています。その上で、多くの層の方からいただいた意見をもとに小樽にとって必要な項目が作られていくという進め方なのかなというふうに思います。

それで、こういうことをやろうとすると広報活動が非常に重要になると思います。ここにはあまり広報的なものが載っていないです。たまたま自分の仕事がそういうことをやっているということもあるものですから、どうしてもそういうふうになってしまいますが、より広く市民の方に浸透させるためには広報の在り方、やり方も議論すべきではないかと思います。参加はしていないけど、全市民がそういうことをやっているということを最低限知っていたという状況を作るということを考えなければいけないと思います。

石黒副会長 懇話会の段階での実施は難しいと思いますが、そういうようなことでやっていくべきだということを懇話会の報告書に盛り込むことはできると思います。

小笠原委員 正直に言って、この庁内研究会の報告書があるので、もう懇話会としての報告書ができていくような気持ちになってしまいます。この先の条例の中身をどうしたらいいのかというところに意識がいてしまいますよね。懇話会の範囲ではないのですけれど、ある程度条例の中身も想定しながら、この庁内研究会の報告書を一步進めたものにしていかないとあまり意味がないのではないかと思います。

石黒副会長 このように庁内研究会が報告書を作るのではなくて、市民が集まってから作るのが多くやられている方策の一つですが、それも大変になるので逆に小樽のようなやり方の方が取り掛かりやすいのではないかという考え方もあります。ただ、今のお話のとおり庁内研究会の報告書があればもうできてしまった感じになってしまうかもしれません。

小笠原委員 職員の立場で一度揉んだ報告書があることはすごいことだと思います。

佐藤委員 この庁内研究会の報告書は懇話会のためにつくった資料ですか。

企画政策室主査 懇話会のためだけに作ったものではありません。

小笠原委員 自治基本条例の策定は職員の意識改革や市民の意識改革が大きな目的の一つとしてあるかと思いますが、この庁内研究会は職員の意識改革の第1段階としてできたものだと思いますが、そうだとしたらこの庁内研究会の報告書をよりバージョンアップした具体的内容で作っていくことなのかなと思っていました。この庁内研究会の報告書はこれはこれでベースとしていいかと思います。

佐藤委員 庁内会議の報告書はたたき台として懇話会に提示されたものですか。

企画政策室主査 そう使われてもいいですが、この庁内研究会の報告書は、今まで自治基本条例を研究したことがないものですから、どのような中身なのだろうかということで、必要性、規定すべき内容、策定方法について調べて市長に報告をしました。

佐藤委員 この報告書がありますのでいろいろ勉強をさせられましたが、これが先に走るのではなく、やはり小樽独自のものを検討することが重要だと思います。

企画政策室主査 それで、先ほど小笠原委員がおっしゃられた他市の自治基本条例の具体的なケースについては、事務局の方で用意をします。

小笠原委員 私が希望したいのは専門の先生がいらっしゃるので、他市の条例を見ながらレクチャーをしていただければ非常に分かりやすいという意味です。そういう時間はないのかもしれませんが。

企画政策室主査 他の市の策定委員会の内容を見てもみますと、議論の中で他市の条例について説明をしているところもありますので、策定委員会で説明ができると思います。

市民からキーワードやイメージを挙げてもらうとのことでしたが、そのへんは例えばワークショップにおけるKJ法による討議などが考えられるかと思います。

小笠原委員 ワークショップの規模はどれくらいを想定していますか。

企画政策室主査 例えば10人の組を5つくらい作ることなどになるかと思います。

小笠原委員 年齢層はどれくらいを想定していますか。

企画政策室主査 高校生、大学生以上になるかと思いますが、場合によっては前回の議論のとおり中学生についても検討をすることになるかと思います。

小笠原委員 ワークショップで出された意見をどういうふうして市民にお知らせをするかということも重要になるかと思います。

佐藤委員 市民に対する周知の仕方はいろいろあるかと思いますが、具体的には策定委員会で決めていくかと思いますが、最初からいくつか想定していた方がいいのではないのでしょうか。

小笠原委員 市の広報に載せるだけでは今回のものは見逃れるかと思いますが、小樽市にとって何十年に一度の重要な節目ということがきちんと伝わって、市民自らが何とかしなければならぬという気持ちになってもらうことが大事なことでと思います。

先生が冒頭におっしゃった選挙の時だけの参加ではなく、もっと自ら参加する本当にいいきっかけになるかと思います。

佐藤委員 この条例が市民に浸透していただいて、その言葉が会話の中から出るようになるくらいを目指して、策定委員会等で具体的なものにしていけばいいものになるのではないかと思います。

企画政策室主査 庁内研究会の報告書は行政で作られていますので、懇話会や策定委員会の提言書はより市民の目線や言葉で作成をお願いいたしたいと思います。

庁内研究会
藤本委員 庁内研究会の報告書を市民目線というか、外部の人から見て違和感があるところや足りないところを補ってもらいたいと思います。懇話会の提言書では住民投票を入れるかどうかなどの内容にはならないと思います。次回はキーワードを事務局の方で拾ってもらって議論をしていければと思います。

企画政策室主査 次回は本日までの議論から事務局で提言書のたたき台をお示しして、皆さんの意見をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

石黒副会長 次回は事務局から出される提言書の案を議論したいと思います。今日はお疲れ様でした。